

10月に配信したメルマガで、11月より施行される改正道路交通法で自転車の「ながら運転」行為に対し、罰則規定が強化されることをお知らせしました。
実は同法改正で「モペット（ペダル付電動自転車）」に関し、運転ルールや違反規定を原付バイクなどと同じ扱いにすることが明文化されています。

ご存知の方も多いと思いますが、モペットとは原動機（電動モーター、エンジン）とペダルを併用して走行できる原動機付自転車です。
特徴としては、原動機だけでの走行、ペダルを漕ぐことによる人力だけでの走行ができることが挙げられます。
道路交通法上、50cc以下のバイクと同じ「一般原動機付自転車（原付バイク）」に分類されるため、原付バイクを運転する場合と同じルールを守らなければなりません。

インターネットでも簡単に購入できることなどから、この数年で人気が高まってきていました。しかしながら、原付免許、ヘルメット着用、ナンバープレート装着、車道走行など原付バイクとして従うべきルールを遵守せず、まるで自転車のように利用し、事故やトラブルに繋がるケースが増加しています。

このような背景もあり、2024年11月1日から施行された道路交通法改正では、“ペダルだけで走行した場合も、原付バイクに分類される”と明文化されました。
これまでに違反を摘発された利用者がしばしば言い訳に使っていた、「モペットは“自転車”と思っていた」は通じなくなります。

モペットと電動アシスト自転車は道路交通法上まったく異なるものですが、外観上見極めにくいことから、モペットを電動アシスト自転車と勘違いして利用してしまう恐れもあります。

各校におかれましては、原付免許を持つ生徒にはモペットの正しい取り扱い方法を、それを持たない生徒には電動アシスト自転車と誤って利用しないよう、注意喚起をされてはいかがでしょうか。

ご参考) ペダル付電動バイクについてのリーフレット（警察庁作成）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000948058.pdf

日本自動車教育振興財団 メルマガ事務局

【読者の皆さまへ】

私どもは、先生方や高校生の皆さんにより有益なご支援を提供してまいりたいと考えております。つきましては、当財団の事業やご支援メニューについて、ご意見やご要望等をお寄せください（以下のいずれかの方法にてお願いします）。

1. 当メルマガに返信
2. SNSでのコメント、返信

ツイッター <https://twitter.com/jidousyakyoku>

フェイスブック <https://www.facebook.com/jaef2019/>